保発 0 1 1 7 第 8 号 令和 6 年 1 月 1 7 日

都道府県知事 都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長 殿

厚生労働省保険局長 (公印省略)

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令の 公布について(通知)

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和6年政令第10号)が本日公布され、令和6年4月1日から施行することとされたところです。

内容につきまして、下記のとおりお知らせしますので、御了知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

第1 改正の内容

高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)第 104 条第 2 項の規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成 19 年政令第 318 号)の一部を以下のように改正すること。

- ① 5割軽減の対象世帯に係る所得判定基準について、被保険者数に乗ずる 金額を29万円から29.5万円に改める。
- ② 2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準について、被保険者数に乗ずる 金額を53.5万円から54.5万円に改める。

第2 施行期日

令和6年4月1日